発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年11月29日
【発行者の名称】	株式会社ニューロマジック （Neuromagic Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO　　黒井　基晴
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地六丁目16番１号
【電話番号】	(03)3248-1424（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CIOコーポレートグループリーダー 石川　修一
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ニューロマジック https://www.neuromagic.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第31期中	第29期	第30期
会計期間		自2024年３月１日 至2024年８月31日	自2022年３月１日 至2023年２月28日	自2023年３月１日 至2024年２月29日
売上高	（千円）	589,886	1,514,054	1,321,321
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△46,561	31,552	14,039
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	（千円）	△45,813	20,085	△14,969
中間包括利益又は包括利益	（千円）	△38,919	25,318	△8,252
純資産額	（千円）	166,378	211,843	201,130
総資産額	（千円）	528,665	701,222	642,371
１株当たり純資産額	（円）	208.07	268.84	255.24
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	3.60 （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益又は１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△57.30	25.49	△19.00
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	31.5	29.7	30.8
自己資本利益率	（%）	△25.2	10.2	△7.4
株価収益率	（%）	－	－	－
配当性向	（%）	－	14.13	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△26,553	△63,003	△43,233
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	450	△22,459	46,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△18,987	△82,296	△39,716
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	252,286	320,461	290,776
従業員数	（名）	90 (18)	92 (16)	93 (18)

（注）１．当社は第31期中より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第30期ならびに第31期中間期は１株当たり中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。

３．株価収益率については、第29期から第31期中間期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

４．第30期ならびに第31期中間期の１株当たり配当額については、無配のため記載しておりません。

５．第30期ならびに第31期中間期の配当性向については、無配のため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む)は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

７．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第30期（2023年３月１日から2024年２月29日まで）ならびに、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、第31期中間期（2024年３月１日から2024年８月31日まで）の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第29期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

８．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準 29 号 2020 年３月 31 日）等を第 29 期から適用しております。
９．2024 年６月１日付で普通株式１株につき 500 株の株式分割を行いましたが、第 29 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり中間（当期）純損失を算定しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

３【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
エクスペリエンスデザイン事業	81（18）
全社（共通）	9（－）
合計	90（18）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2024年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
90	38.6	6.4	4,991

セグメントの名称	従業員数（人）
エクスペリエンスデザイン事業	81（17）
全社（共通）	9（－）
合計	90（17）

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】
１【業績等の概要】
(1) 業績
当中間連結会計期間における我が国経済は、経済活動の正常化に伴うインバウンド需要の大幅な回復や堅調な企業業績等を背景に、雇用・所得環境の改善など景気は緩やかな回復が続きましたが、原材料・エネルギー価格の高止まりや継続する物価上昇など設備投資や個人消費が下振れする懸念要素もあり、依然として不透明な状況が続いております。このような事業環境において、当社グループでは期初より社内組織体制の大幅な改編を行い、業務の効率化とそれに伴う利益率の向上を図ってまいりました。また、案件獲得を目的とした社内チームの整備や外部業者の活用も開始し、売上規模の拡大にも努めている状況であります。
その結果、当中間連結会計期間の売上高は 589,886 千円、営業損失は 40,947 千円、経常損失は 46,561 千円、親会社株主に帰属する中間純損失は 45,813 千円となりました。
なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。
また、当社グループは、エクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況
当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、252,286 千円となりました。
当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）
営業活動の結果、支出した資金は26,553千円となりました。これは主として、売上債権の減少額82,525千円があった一方で、税金等調整前中間純損失46,561千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）
投資活動の結果、得られた資金は450千円となりました。これは主として、定期預金の払戻による収入7,200千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）
財務活動の結果、支出した資金は 18,987 千円となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出 14,465 千円があったこと等によるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。なお、当社グループはエクスペリエンスデザイン事業を主要な事業としており、また単一セグメントであるため、エクスペリエンスデザイン事業における販売高を記載しております。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）	前年同期比（%）
エクスペリエンスデザイン事業（千円）	589,886	－
合計（千円）	589,886	－

（注）１．当社は、2025年２月期中間期より中間連結財務諸表を作成しているため、対前年同期比（%）を記載しておりません。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）	
	金額（千円）	割合（%）
日本ロレアル株式会社	129,446	21.9

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年８月26日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社ではフィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年３月31日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

１．J-Adviser契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券㈱が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券㈱が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

（イ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な

事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前ａの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（イ）TOKYO PRO Market の上場株券等
（ロ）上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b　当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

b　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形

で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

２．J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

(1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

(2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。

(3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

(1) 提出会社
当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社
当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】
該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2024年８月31日）	公表日現在発行数（株）（2024年11月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,152,000	2,328,400	823,600	823,600	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	3,152,000	2,328,400	823,600	823,600	―	―

（注）１．2024年５月31日開催の定時株主総会決議により、2024年６月１日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,808株増加し、6,304株となっております。

２．2024年５月31日開催の定時株主総会決議により、2024年５月31日付で普通株式100株を１単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

３．2024年５月17日開催の取締役会決議により、2024年５月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年６月１日付で普通株式１株を500株に分割しております。これにより株式数は786,424株増加し、788,000株となっております。

４．2024年６月17日開催の取締役会において、2024年７月３日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議し、払込が完了しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年６月１日(注)1	786,424	788,000	―	57,060	―	5,460
2024年７月３日(注)2	35,600	823,600	4,556	61,617	4,556	10,017

（注）１.2024年５月17日開催の取締役会決議により、2024年５月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年６月１日付で普通株式１株を500株に分割しております。これにより株式数は786,424株増加し、788,000株となっております。

２．譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

募集株式の払込金額　　１株につき256円

払込金額の総額　　9,113,600円

出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
増加する資本金及び資本準備金	資本金　　4,556,800円 資本準備金　4,556,800円
譲渡制限期間	2024年７月３日～2027年７月２日
割当先	業務執行取締役（社外取締役であるものを除く。） ３名　黒井基晴19,700株、木村隆二11,900株、 石川修一4,000株

(6) 【大株主の状況】

2024年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
黒井　基晴　（注）１、４	千葉県浦安市	657,700 (19,700)	79.86 (2.39)
木村　隆二　（注）２、４	東京都世田谷区	84,900 (11,900)	10.31 (1.44)
山崎　里仁	東京都世田谷区	49,000	5.95
ジェフリー・サムズ	東京都府中市	11,500	1.40
ヘンリック・ファルクトフト	アメリカ合衆国ニューヨーク州	5,500	0.67
石川　修一　（注）２、４	千葉県我孫子市	4,000 (4,000)	0.49 (0.49)
マイケル・チュウ	アメリカ合衆国ニューヨーク州	3,500	0.42
ロバート・スタイン	イギリス連合王国ロンドン自治区	3,000	0.36
安田　善一郎（注）３	東京都調布市	1,000	0.12
株式会社ミント・コーポレーション	東京都港区六本木二丁目４番９号	1,000	0.12
ポール・クロフト	アメリカ合衆国カリフォルニア州	1,000	0.12
計	―	822,100 (35,600)	99.82 (4.32)

（注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長CEO）
２．特別利害関係者等（当社の取締役）
３．特別利害関係者等（当社の監査役）
４．2024年６月17日付の取締役会決議により、2024年７月３日を払込期日として譲渡制限付株式の発行を行っております。（　）内は、譲渡制限付株式の割合であり、内数であります。なお、譲渡制限付株式は、普通株式であります。
５．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　823,600	8,236	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	823,600	―	―
総株主の議決権	―	8,236	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年３月	４月	５月	６月	７月	８月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）当社は、2024年９月30日にTOKYO PRO Marketに上場したため、それ以前については記載しておりません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて、連結財務諸表規則第４編の規定により、第２種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年３月１日から2024年８月31日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
(1)【中間連結財務諸表】
①【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年２月29日）	当中間連結会計期間 （2024年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	300,576	255,686
売掛金	198,495	110,849
仕掛品	※１ 63,231	※１ 39,439
その他	24,275	54,879
流動資産合計	586,578	460,854
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,583	5,583
工具、器具及び備品	33,933	37,895
リース資産	2,358	2,358
減価償却累計額	△27,512	△32,150
有形固定資産合計	14,361	13,686
投資その他の資産		
長期前払費用	2,101	11,715
繰延税金資産	18,114	19,276
その他	21,215	23,132
投資その他の資産合計	41,431	54,124
固定資産合計	55,793	67,810
資産合計	642,371	528,665

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年２月29日）	当中間連結会計期間 （2024年８月31日）
負債の部		
流動負債		
営業未払金	63,087	36,254
１年内返済予定の長期借入金	33,516	31,016
未払金	96,485	73,870
未払法人税等	4,014	4,014
未払消費税等	※２　35,276	※２　14,472
受注損失引当金	1,832	5,190
その他	10,891	9,972
流動負債合計	245,104	174,790
固定負債		
長期借入金	147,522	135,557
退職給付に係る負債	47,954	51,387
その他	659	552
固定負債合計	196,136	187,496
負債合計	441,240	362,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	57,060	61,617
資本剰余金	5,460	8,358
利益剰余金	122,317	76,503
株主資本合計	184,839	146,479
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	13,004	19,898
その他の包括利益累計額合計	13,004	19,898
非支配株主持分	3,287	－
純資産合計	201,130	166,378
負債純資産合計	642,371	528,665

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自 2024 年３月１日 至 2024 年８月 31 日）
売上高	589,886
売上原価	492,740
売上総利益	97,146
販売費及び一般管理費	※ 138,093
営業損失（△）	△40,947
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	2
為替差益	4
その他	4
営業外収益合計	31
営業外費用	
支払利息	1,095
上場関連費用	4,550
営業外費用合計	5,645
経常損失（△）	△46,561
税金等調整前中間純損失（△）	△46,561
法人税、住民税及び事業税	413
法人税等調整額	△1,161
法人税等合計	△747
中間純損失（△）	△45,813
非支配株主に帰属する中間純利益	－
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△45,813

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
中間純損失（△）	△45,813
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	6,894
その他の包括利益合計	※ 6,894
中間包括利益	△38,919
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	△38,919
非支配株主に係る中間包括利益	－

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自　2024年３月１日　至　2024年８月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	57,060	5,460	122,317	184,839
当中間期変動額				
新株の発行	4,556	4,556		9,113
剰余金の配当			－	－
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△45,813	△45,813
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△1,659		△1,659
株主資本以外の項目の当期中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	4,556	2,897	△45,813	△38,359
当中間期末残高	61,617	8,358	76,503	146,479

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,004	13,004	3,287	201,130
当中間期変動額				
新株の発行				9,113
剰余金の配当				－
親会社株主に帰属する中間純損失（△）				△45,813
連結子会社株式の追加取得による持分の増減				△1,659
株主資本以外の項目の当期中間期変動額（純額）	6,894	6,894	△3,287	3,606
当中間期変動額合計	6,894	6,894	△3,287	△34,752
当中間期末残高	19,898	19,898	－	166,378

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失（△）	△46,561
減価償却費	4,637
受取利息及び受取配当金	△22
支払利息	1,095
受注損失引当金の増減額（△は減少）	3,357
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	3,432
売上債権の増減額（△は増加）	82,525
棚卸資産の増減額（△は増加）	25,299
仕入債務の増減額（△は減少）	△26,893
未払金の増減額（△は減少）	△24,650
未払消費税等の増減額（△は減少）	△20,551
その他	△26,717
小計	△25,048
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△1,095
法人税等の支払額	△431
営業活動によるキャッシュ・フロー	△26,553
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△800
定期預金の払出による収入	7,200
有形固定資産の取得による支出	△3,962
保険積立金の支払による支出	△1,987
投資活動によるキャッシュ・フロー	450
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△14,465
非支配株主への払戻による支出	△4,263
その他	△259
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,987
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,600
現金及び現金同等物の増加額（△は減少）	△38,490
現金及び現金同等物の期首残高	290,776
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 252,286

【注記事項】
(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)
１．連結の範囲に関する事項
(1)連結子会社の数
１社
Neuromagic Amsterdam B.V.

(2)主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

２．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項
Neuromagic Amsterdam B.V.の中間決算日は６月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、６月30日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項
(1)重要な資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産
仕掛品
個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。）

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法
有形固定資産
定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物　15年
工具、器具及び備品　５年

(3)重要な引当金の計上方法
受注損失引当金
受注案件のうち、期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの収益は、主に顧客からの要望に応じたWEBサイトの企画・制作やシステム設計・構築に加え、当該顧客を含めた保守売上を主たる事業としています。
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
① WEBサイトの企画・制作、システム設計・構築
WEB サイトの企画・制作、システム設計・構築による収益は、顧客との契約によるWEBコンテンツ制作やシステム構築等の業務の遂行によるものです。当該業務の遂行に伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、義務の履行が完了した部分の対価を収受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しております。

② 保守運営サービス
保守運営サービスから生じる収益は、WEB サイトの保守等の役務提供によるものです。顧客との契約期間にわたり常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間に応じて均等按分により収益を認識しております。
なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね１ヶ月で支払いを受けており、対価の

金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(6)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

（中間連結貸借対照表関係）
※１　損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 2024年２月29日	当中間連結会計期間 2024年８月31日
仕掛品	6,470千円	20,108千円

※２　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間連結損益計算書関係）
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
役員報酬	36,776千円
給与手当	15,639
外注費	14,753
退職給付費用	175

（中間連結株主資本等変動計算書関係）
当中間連結会計期間（自　2024年３月１日　至　2024年８月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,576	822,024	－	823,600
合計	1,576	822,024	－	823,600

(注)当社は2024年５月17日開催の取締役会決議により、2024年５月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年６月１日付で普通株式１株を500株に分割しております。また、2024年６月17日開催の取締役会において、2024年７月３日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議し、払込が完了いたしました。これらにより株式数は822,024株増加しております。

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
現金及び預金勘定	255,686 千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△3,400
現金及び現金同等物	252,286

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2024 年２月 29 日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金※2	181,038	180,818	△219
負債計	181,038	180,818	△219

当中間連結会計期間（2024 年８月 31 日）

（単位：千円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金※2	166,573	166,415	△157
負債計	166,573	166,415	△157

（※１）「現金及び預金」、「売掛金」、「営業未払金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年２月29日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 （１年内返済予定含む）	－	180,818	－	180,818
負債計	－	180,818	－	180,818

当中間連結会計期間（2024年８月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 （１年内返済予定含む）	－	166,415	－	166,415
負債計	－	166,415	－	166,415

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自　2024年３月１日　至　2024年８月31日）

（単位：千円）

サービスカテゴリー別	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
一時点で移転される財及びサービス	
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	586,532
顧客との契約から生じる収益	3,353
外部顧客への売上高	589,886

２．顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当

中間連結会計期間において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
契約負債（期首残高）	2,505	5,280
契約負債（中間期末（期末）残高）	5,280	69

契約負債は、主に、エクスペリエンスデザイン事業において、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、エクスペリエンスデザイン事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自　2024年３月１日　至　2024年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日本ロレアル株式会社	129,446	エクスペリエンスデザイン事業

（１株当たり情報）

項目	前連結会計年度 （自　2023年３月１日 至　2024年２月29日）	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
１株当たり純資産額	255円24銭	208円07銭

（注）１．当社は、2024年５月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年６月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間純損失を算定しております。

２．１株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2023年３月１日 至　2023年８月31日）	当中間連結会計期間 （自　2024年３月１日 至　2024年８月31日）
１株当たり中間純損失（△）	－	△57円30銭
（算定上の根拠）		
親会社株主に帰属する中間純損失金額（△）（千円）	－	△45,813
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中純損失金額（△）（千円）	－	△45,813
普通株式の期中平均株式数（株）	－	799,609
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

株式会社ニューロマジック
　取締役会　御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西岡朋晃

指定社員
業務執行社員　公認会計士　江口二郎

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューロマジックの2024年３月１日から2025年２月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年３月１日から2024年８月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニューロマジック及び連結子会社の2024年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年３月１日から2024年８月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上